

# 部品・部材グリーン調達基準書

第6版



2017年3月

古野電気株式会社

## はじめに

人類の健康と地球規模の環境保全是全世界共通の願いであります。

当社は地球環境の保全と事業活動との調和を経営の最優先課題の一つとして位置付け、環境方針に

- 1 地球環境の保全
- 1 循環型社会の形成
- 1 生物多様性の維持
- 1 環境と社会との共生をめざす企業風土の醸成を掲げ、

**「守ろう、私たちの地球！ 進もう環境の 21 世紀を！**

**古野は環境に配慮した製品をつくり続けます」**

のスローガンを具現化するべく企業活動を行っております。

特に、地球環境保全と生物多様性維持につながる「グリーン調達」の観点から、従来の調達の要求事項である「Q(品質)、C(コスト)、D(納期)」に加え E(環境)すなわち、取引先様の環境活動への取組み姿勢も評価させて頂き、サプライチェーンに基づく良好なパートナーシップの関係を発展させていきたいと考えております。具体的には、使用する部品・部材、用度品、設備等の調達において、環境への影響のより少ない物品を優先すると共に、有害化学物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」を進め、生産等の事業活動によって発生する環境負荷を低減するように努めております。

近年、環境問題への社会的関心が高まって来ました。特に EU(欧州連合)の RoHS 指令<sup>(\*1)</sup>、REACH 規則<sup>(\*2)</sup>、また造船関連業界に対するシッパーサイクル条約<sup>(\*3)</sup>など世界的な製品含有化学物質規制により、製品に対する環境規制の強化・法制化が行われ、企業の社会的責任としての地球環境対策、法規制順守など、環境面における生産者責任への要求が一段と高まっております。こうした状況に鑑み、当社もこれまで運用してまいりました関連規程の一部改訂を行い、製品を構成する部品・部材について含有化学物質に重点をおいたグリーン調達活動を実施して参ります。

今回の「部品・部材グリーン調達基準書」改訂により、改めて調査へのご協力をお願いすることになりますが、環境関連法規への順守のためには取引先様の確かなご対応が不可欠となりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### <sup>(\*1)</sup> RoHS 指令

製品への環境対策を規定する 2003 年 2 月 13 日に欧州連合で発効された指令の略(2002/95/EC) 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び欧州理事会の指令 2011/65/EU への改正により、管理強化及び、CE マーキング対応が必要となっています。

### <sup>(\*2)</sup> REACH 規則

EU(欧州連合)が2007年に施行した、EU域内で使用される、数万点の製品含有化学物質を登録、安全性評価が義務付けられた規制。

### <sup>(\*3)</sup> シッパーサイクル条約

2009年5月にIMO(国際海事機関)で採択された船舶のリサイクルのために船舶内の有害物質を一覧管理する義務を定めたもの。

### 見直しのポイント(2017年3月)

- ◆(EU) 2015/863によるRoHS指令規制物質の追加(6物質⇒10物質)に基づいて、付属書1の規制物質リストを更新

### 見直しのポイント(2015年10月)

- ◆禁止物質に BNST※を追加

カナダ政府公布の2012年有害物質規制(Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012)による。  
カナダ向け製品には使用できない。

※BNST(Benzenamine, N-phenyl-, reaction products with styrene and 2,4,4-trimethylpentene/ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび2,4,4トリメチルペンテンとの反応生成物)

- ◆古野電気環境方針との整合

### 見直しのポイント(2014年2月)

- ◆改正 RoHS 指令[2011/65/EU]対応を明記。
- ◆製品含有化学物質管理ガイドライン(JAMP 発行) 第3版の採用を明記。
- ◆製品含有化学物質管理ガイドライン 第3版 付属書 実施項目一覧表チェックシートの提出を推奨条件とした。

### 見直しのポイント(2010年2月)

- ◆含有物質の調査書式を JGPSSI Ver.4 に変更したこと。
- ◆調査対象化学物質リストは JIG-101 Ed2.0 の内容とすること。

### 見直しのポイント(2008年11月)

- ◆含有物質の調査書式を JGPSSI Ver.3 に変更したこと。  
但し、お客様の要求により調査対象物質・書式を変更する場合があります。

### 見直しのポイント(2004年7月)

- ◆部品・部材の RoHS 指令への適合を主目的として、禁止物質、全廃物質、管理物質の三つの管理区分からなる環境負荷化学物質を定義したこと。  
(法令を優先し、RoHS 指令への対応をにらんだ管理方法を決定した。)
- ◆全廃物質(RoHS 指令禁止6物質)については、取引先様に非含有保証書のご提出を要求したこと。  
(全製品の RoHS 指令対応化を目標にした。)
- ◆調査対象化学物質をグリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)の調査対象物質リストを参考として、24物質群に絞ったこと。
- ◆取引先様への要求事項として含有化学物質の管理体制の構築に重点をおいたこと。  
(グリーン調達の取組みは当社だけで達成できるものではありません。サプライチェーンと歩調をとった協力管理体制が求められています。)

## 目次

ページ

はじめに

### 目次

1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	グリーン調達における要求事項	1
3-( i )	取引先様への要求事項	1
①	環境関連法規を順守していること	1
②	当社のグリーン調達活動への協力	1
③	含有化学物質に関する品質保証体制の構築	1
④	環境マネジメントシステムの認証取得	1
3-( ii )	調達品への要求事項	1
①	含有化学物質調査にご協力	1
②	製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言書」の提出	1
③	部品・部材中に含有禁止化学物質を含有しないこと 古野電気 環境負荷化学物質リスト(概要)	2
④	代替・新規部品及び工程変更のご提案	3
⑤	環境負荷低減対策製品	3
4.	部品・部材に関するグリーン調達調査の運用概要	3
4-( i )	グリーン調達調査フロー	3
4-( ii )	グリーン調達調査のご提出内容一覧	4
5.	グリーン調達基準の改訂履歴	4
6.	お問合せ先	4
	付属書1「古野電気 環境負荷化学物質リスト」	
	付属書2「製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言書」	

## 1. 目的

「古野電気 部品・部材グリーン調達基準書」(以下、本基準書)は、当社において、環境規制への順守と、環境に調和した製品の創出への基準となるものです。

製品を構成する部品および部材(以下部品・部材)の環境負荷の少ないものを優先的に調達する「グリーン調達」について規定します。

## 2. 適用範囲

当社の製品(FURUNO ブランド及び FURUNO で生産・出荷する全商品)を構成する全ての部品・部材を適用対象範囲とします。(当社の製品とともに市場に出る包装材・副資材も含まれます)

## 3. グリーン調達における要求事項

グリーン調達に際しては、(i)取引先様への要求事項と(ii)調達品への要求事項の二つの側面から要求事項を定めます。

当社の取引方針として、(i)、(ii)の要求事項における必須事項を満足し、積極的なお取組みを頂ける取引先様を優先して取引させていただきます。

### (i)取引先様への要求事項

- ① 環境関連法規を順守していること…**必須**
- ② 当社のグリーン調達活動に協力いただけること…**必須**
- ③ 調達品中の含有化学物質に関する情報の信頼性を高める管理体制が敷かれていること…**推奨**
- ④ 環境マネジメントシステムの認証取得…**推奨**  
ISO 14001、またはそれに準拠する第三者機関の認証を取得されていること

### (ii) 調達品への要求事項

- ① 含有化学物質調査にご協力いただけること…**必須**  
部品・部材に含有する化学物質に関して、別途様式を定めて調査を実施しますので、ご回答をお願いします。
- ② 「製品含有化学物質管理ガイドライン(JAMP 発行)に基づいたチェックシート」提出…**推奨**  
「製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言書」提出…**推奨**  
自己適合宣言書とは、製品含有化学物質管理ガイドライン(JAMP発行)に基づいて、自社の製品含有化学物質の管理体制を構築し、実践していることを自らが宣言することを言います。付属書2の「製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言書」に必要事項を記入の上、ご提出願います。
- ③ 部品・部材中に当社の禁止する化学物質を含有しないこと…**必須**  
当社では、部品・部材中に含有する化学物質について、下記のとおり3つの管理区分からなる「古野電気 環境負荷化学物質リスト」を定めています。禁止時期以降は全廃物質を含有しないことが必須条件です。

禁止物質:含有を禁止する化学物質(群)

全廃物質:特定地域における使用期限以降の含有を禁止する化学物質(群)

現状はEUの RoHS 指令規制物質(期限は製品カテゴリーによる)を指します

管理物質:含有禁止ではないが削減を目的に含有状況を管理する化学物質(群)

古野電気 環境負荷化学物質リスト(概要)

管理区分	化学物質(群)	禁止時期
禁止物質 (11 物質群)	アスベスト類 アゾ染料・顔料 ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類) ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上) 放射性物質 短鎖型塩化パラフィン トリブチルスズ類(TBT 類), トリフェニルスズ類 (TPT 類) オゾン層破壊物質 ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO) BNST (ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび 2,4,4トリメチルペンテンとの反応生成物)	即時
全廃物質 (10 物質群) <RoHS 指令 禁止物質>	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 水銀及びその化合物 六価クロム化合物 ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類) ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類) フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP) フタル酸ブチルベンジル(BBP) フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) フタル酸ジイソブチル(DIBP)	RoHS 指令 製品カテゴリ- 適用期限
管理物質 (15 物質群)	酸化ベリリウム 臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外) 五酸化ニヒ素 三酸化ニヒ素 フッ素系温室効果ガス ホルムアルデヒド ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性体 ニッケル 過塩素酸塩 パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS) フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-yl) -4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル) フタル酸エステル類(DINP DIDP DNOP) デカ-BDE (PBDE) ポリ塩化ビニル リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	—

※ 詳細については付属書 1 をご参照ください。

※ 各物質群の例示物質名については、当社 Web サイトに掲載しています。

(<http://www.furuno.co.jp/corporate/procurement/activity.html>)

「JIG-101 Ed2.0」の P12～P22(報告すべき物質のリスト)をご覧ください。

なお、禁止物質の非含有については、部品・部材を構成するすべての均質材料ごとに付属書 1 に定める条件に適合してください。

また、特定の機種や各事業部における事情により、付属書 1 記載物質以外を調査対象に加えさせていただく場合がありますが、ご了承をお願いします。

- ④ 全廃物質を含有する部品・部材に関し代替情報をご提案頂くこと……必須  
全廃物質 (RoHS 指令禁止物質) が調達品に含有している場合は、代替品のご提案をお願いします。
- ⑤ 環境負荷低減の対策がとられていること……推奨  
調達品について、省資源、省エネルギー、リサイクル性等を考慮した環境負荷低減の対策をとっていること。

#### 4. 部品・部材に関するグリーン調達調査の運用概要

##### 4-(i) グリーン調達調査の調査・評価フロー

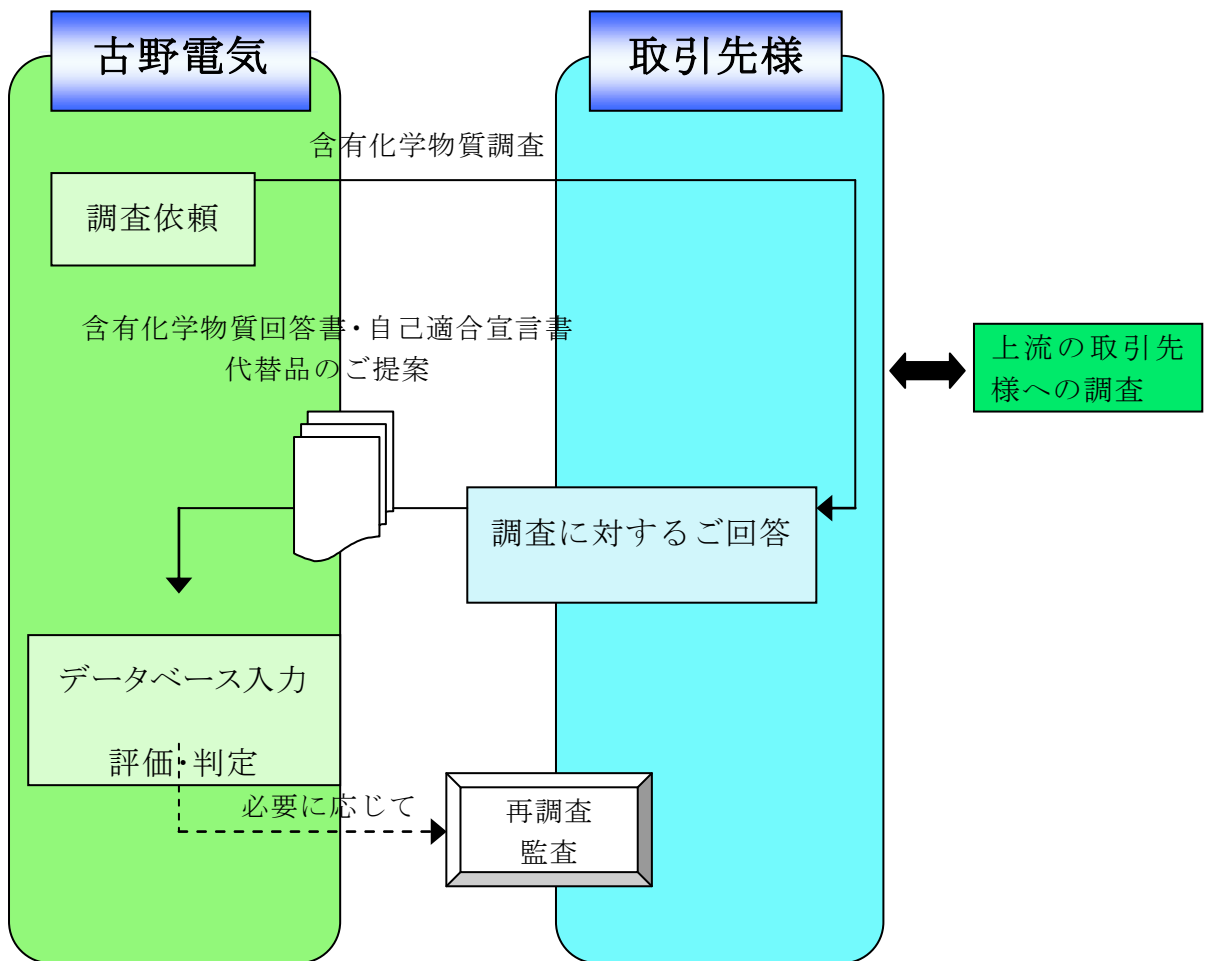
前項の要求事項に基づいた部品・部材の調査の流れについてまとめます。

調査は①「取引先様の調査」と②「調達品に関する調査」を実施させていただきます。

②の「調達品に関する調査」の調査結果は、取引先様から当社にご回答ください。調査結果に基づき、当社が必要と判断した際には、再調査を実施させていただきます。

調査内容と回答方法については、「JGPSSI Ver.4 製品含有化学物質調査・回答マニュアル」を参照願います。

#### グリーン調達調査の調査・評価フロー



#### 4-(ii) グリーン調達調査のご提出内容一覧

No.	ご提出内容・様式
1	古野電気 製品含有化学物質調査へのご回答 (JGPSSI ファイルでのご提出。ただし、状況に応じて別方式でのご提出を依頼 させていただく場合もございます)
2	「製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言書」 (付属書2)
3	製品含有化学物質管理ガイドライン 第3版 附属書 「実施項目一覧表チェックシート」
4	代替情報のご提案 (ECO 情報としてご提出)

#### 5. 本基準書の制定に伴う文書等の改廃

当社「化学物質管理要領」(2000年10月制定)および同要領に基づいて制定された「含有禁止物質一覧表を、本基準書の制定により廃止します。

なお、本基準書は社会情勢の変化や法規制の動向などにより改訂することがあります。

最新情報は、当社 Web サイトをご覧ください。

(<http://www.furuno.co.jp/corporate/procurement/activity.html>)

#### 6. お問い合わせ先

〒662-8580 西宮市芦原町 9-52  
古野電気 株式会社  
調達センター グリーン調達推進グループ

TEL 0798-63-1130

FAX 0798-64-3792

Email: [ecostaff3@furuno.co.jp](mailto:ecostaff3@furuno.co.jp)



## 古野電気 環境負荷化学物質リスト

付属書 1

	材料/化学物質群	管理区分	閾値レベル(報告レベル)
1	アスベスト類	禁止	意図的添加がないこと
2	一部のアゾ染料・顔料 (特定アミンを生成する):織物及び革製品用途のみ(注1)。	禁止	意図的添加がないこと
3	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	禁止	意図的添加がないこと
4	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	禁止	意図的添加がないこと
5	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	禁止	意図的添加がないこと
6	放射性物質	禁止	意図的添加がないこと
7	一部の短鎖型塩化パラフィン(C10- C13)	禁止	意図的添加がなく、製品の 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
8	一部のトリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	禁止	意図的添加がないこと
9	オゾン層破壊物質	禁止	意図的添加がないこと
10	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	禁止	意図的添加がなく、製品の 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
11	BNST ※	禁止	意図的添加がないこと
12	カドミウム/カドミウム化合物	全廃	意図的添加がなく、0.01 重量%(100ppm)を超えないこと
13	鉛/鉛化合物	全廃	意図的添加がなく 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
14	水銀/水銀化合物	全廃	意図的添加がなく 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
15	六価クロム化合物	全廃	意図的添加がなく 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
16	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	全廃	意図的添加がなく 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
17	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	全廃	意図的添加がなく 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
18	DEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)	全廃	意図的添加がなく 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
19	BBP(フタル酸ブチルベンジル)	全廃	意図的添加がなく 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
20	DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)	全廃	意図的添加がなく 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
21	DIBP(フタル酸ジイソブチル)	全廃	意図的添加がなく 0.1 重量%(1,000ppm)を超えないこと
22	酸化ベリリウム(BeO)	管理	製品の 0.1 重量%(1,000ppm)を超える場合
23	臭素系難燃剤(PBBとPBDE又はHBCDD以外)	管理	製品の 0.1 重量%(1,000ppm)を超える場合
24	五酸化二ヒ素	管理	製品の 0.1 重量%(1,000ppm)を超える場合
25	三酸化二ヒ素	管理	製品の 0.1 重量%(1,000ppm)を超える場合
26	フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)	管理	意図的添加がないこと
27	ホルムアルデヒド	管理	意図的添加がないこと
28	ヘキサプロモシクロドデカン(HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性体	管理	製品の 0.1 重量%(1,000ppm)を超える場合
29	ニッケル (注2)	管理	意図的添加がないこと
30	過塩素酸塩	管理	製品の 0.0000006 重量%(0.006ppm)を超える場合
31	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	管理	意図的添加がないこと
32	フェノール、2-(2-ベンゾトリア ゾール-2-yl)-4,6-ビス (1,1-ジメチルエチル)	管理	意図的添加がないこと
33	フタル酸エステル類 DINP / DIDP / DNOP	管理	可塑化した材料の 0.1 重量%(1,000ppm)を超える場合
34	デカ-BDE (PBDE)	管理	意図的添加がないこと
35	ポリ塩化ビニル	管理	製品の 0.1 重量%(1,000ppm)を超える場合
36	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	管理	製品の 0.1 重量%(1,000ppm)を超える場合

(注1):一部のアゾ染料・顔料は人の皮膚に長時間触れる可能性のある皮革・繊維製品及びその部品に使用される

場合にのみ報告が必要です。(仕上がり織物や革製品に対して 30ppm を超える使用)

(注2):ニッケルは人の皮膚に長時間触れる可能性のある用途(携帯用として設計されたポータブル機器の外装など)の場合に

限ってのみ報告対象です。製品外装の内側に組み込まれる部品などに含有する場合は報告対象外です。

※ BNST:ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび 2,4,4 トリメチルペンテンとの反応生成物(カナダのみ規制)

年 月 日

古野電気株式会社 調達センター 御中

## 製品含有化学物質管理体制に関する自己適合宣言書

当社は、製品含有化学物質管理体制を構築し、それが有効に機能していることを宣言いたします

1. 発行番号 :
2. 宣言の対象 :
3. 発行者 :  
会社名 :  
所在地 :
4. 上記宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合しています。  
文書名 : 製品含有化学物質管理ガイドライン  
版数 : 第 3.0 版  
発行年月 : 2013 年 2 月  
発行者 : アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)
5. 追加の情報  
確認方法 :  
その他 :
6. 発行の場所及び発行日  
場所 :  
発行日 : 年 月 日  
更新日 : 年 月 日
7. 代表者氏名、所属部署  
会社名 :  
氏名 :  
所属部署 :  

署名

本宣言に関する問い合わせは、下記をお願いいたします。

会社名 :  
氏名 :  
所属部署 :  
電話 :  
E-mail :